

令和4年12月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 交際費等の損金不算入額の計算・接待飲食費の例外規定についての注意点

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいいます。

### 【損金不算入額の計算方法】

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、下記の法人の区分に応じ、一定の措置が設けられています。

(1) 期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である等の法人

次のいずれかの金額となります。

- ① 交際費等の総額のうち、年間800万円を超える部分の金額
- ② 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用(接待飲食費)の50パーセントに相当する金額を超える部分の金額

(2) 期末の資本金の額または出資金の額が100億円を超える法人

損金不算入額は、支出交際費等の額の全額となります。

(3) 上記以外の法人

上記(1)②の金額となります。

### 【接待飲食費の例が敵な取扱い】

飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用(1人当たり5,000円以下の飲食費)は交際費等の範囲から除かれます。

ただし、この規定は帳簿や領収書などに一定の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

記載する項目	
1	飲食のあった年月日
2	参加者の氏名または名称及び関係
3	参加者の人数
4	飲食費の金額
5	飲食店の名称及びその所在地
6	飲食費であることを明らかにする書類

(注)上記費用の金額基準である5,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行います。

帳簿や領収書に必要な項目が記載されていない場合は、接待飲食費と認められません。

接待飲食費の領収書には、参加者の人数・氏名または名称を記載しておきましょう。